

第 43 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 6 年 9 月 27 日（金） 13:30 ～ 15:00

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、梅田ゆみ、郷野智砂子、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、井岡智子、上島通浩、工藤由起子、木幡光範、中村純、増村健一、三浦秀樹

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、アラクロール、カルボスルファン、トルクロホスメチル、ベンフラカルブ及び S-メトラクロールを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料 3-1）、及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料 3-2）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問） S-メトラクロールの「S」は S 体を表していると思うが、構造式に R 体の記載があるのはなぜか。

（回答） 本剤は S 体を多く含むものであるが、R 体もわずかに含有している。

（質問） カルボスルファン及びベンフラカルブの水質汚濁に係る農薬登録基準について、現在評価中となっている。以前は農薬登録基準がなかったが、新たに評価をしているということか。

（回答） 過去に設定された水質汚濁に係る農薬登録保留基準を見直し、新たな評価方法により農薬登録基準の評価を行っているところ。

（2）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたキノフメリンを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 4）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

質疑応答なし。

(3) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたジフルベンズロンを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取に関する資料」（資料5）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な意見は以下のとおり。

（意見）原体による遺伝毒性試験は陰性であること及び発がん性試験で発がん性は認められなかったことが重要であり、毒性試験に用いられた原体と農薬の製造に用いられる農薬原体とが同等だということがわかりやすく誤解ないように記載されているので問題ない。

（意見）第41回農業資材審議会農薬分科会では原体に含有されるPCA（4-クロロアニリン）が生体内でも生成することをどのように評価するかについて議論になったが、PCAの生体内での生成を含めて発がん性試験等により評価されADIが設定されていることが明確になった。

(4) 農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見・情報の募集の結果について

事務局より、「「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案の意見・情報の募集」の結果について」（資料6）に基づき、パブリックコメントにおいて寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について説明。パブリックコメントにおいて寄せられた御意見に対する考え方を一部修正の上、これらの案のとおり、パブリックコメントの結果公示等の所要の進めを進めることについて了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）配布資料では寄せられた御意見をそのまま記載しているが、発言者の意図がわかりにくい場合には本人に確認できるような募集の仕組みとしてはどうか。意図がわかりにくい内容があれば要約するなどご検討いただきたい。

（回答）パブリックコメントは国民が自由に意見提出できるよう広く開かれているもので、その性質上、投稿者の連絡先等の提出は任意である。投

- 稿者の連絡先の記載があれば、御意見の趣旨を確認することもある。
- (意見) パブリックコメントについて自由に発言できること、また匿名で投稿できることは良いと思うが、特定の産地が記載されている場合には風評被害につながる懸念があるため、今後、パブリックコメントの募集方法や御意見の記載方法について検討して欲しい。
- (意見) SNS 等、個人が自由に発言できる風潮の中、それらとパブリックコメントは明確に区別されるべき。
- (意見) 第 40 回農業資材審議会農薬分科会においても科学的でない御意見をそのまま資料へ記載することについて議論した。御意見について特定の固有名詞を伏せることは可能か。
- (意見) 寄せられた御意見は原文のまま記載している旨を明記してはどうか。
- (回答) ご意見は承知した。パブリックコメント全体のあり方にも関わるため、省内でも確認したい。
- (意見) 御意見に対する考え方において、農薬の登録、使用及び管理は適切に行われていることを記載しており、生産現場に対する誤解は軽減されると思う。
- (意見) 産地のみならず個人や団体等の風評被害や不利益が生じるおそれがある場合の対応について事前に検討しておくべき。
- (意見) 御意見の「有名なミカン産地周辺はみな白血病患者が非常に高い検査結果がでている」旨の記載は、国立がん研究センターのがん統計から正しくないことを確認した。我々は、最新の科学的知見に基づき評価していることがより伝わるように説明の順序を入れ替えてはどうか。
- (意見) 御意見の一部が切り取られ拡散される懸念があるため、御意見及び御意見に対する考え方の記載について検討いただきたい。
- (意見) パブリックコメント全体に関わることであり、今後、検討いただきたい。

(以上)